平成２３年（フ）第５３３号
高知県南国市幸町３丁目２番13号
債務者　永渕　眞二
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５３６号
高知市百石町１丁目13番２号　太平荘
債務者　種田　順子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５３９号
高知市神田834番地11　北川ハイツ２Ｆ・Ａ
債務者　鍵山久美子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５４２号
高知市宮前町129番地　三城ヶ森４号
債務者　川田　沙記
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５６３号
高知市薊野西町１丁目11番４号
債務者　大﨑慶次郎
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５７２号
高知市昭和町３番１号
債務者　小笠原香織
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８１号
福岡県大牟田市新勝立町２丁目１番地１　勝立市営住宅７棟35号
債務者　古瀬　幸代
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第８３号
福岡県大牟田市大字新町233番地
債務者　中島　孝信
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第２８号
福岡県北九州市小倉北区中津口１丁目10番35号
債務者　森川真由美（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第８７５号
仙台市泉区住吉台東３丁目17番地の６
債務者　長岡　美芳
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８９２号
仙台市太白区袋原３丁目２番17号　パセオプラシード袋原102
債務者　齊藤　一義
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９３８号
仙台市青葉区川平４丁目19番28号
債務者　工藤　光幸
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７９号
宮城県石巻市渡波字鳥ノ巣１番地61
債務者　伊藤　豊子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
秋田県北秋田市阿仁水無字畑町東裏２番地１、前住所青森県平川市新屋栄館196番地１
債務者　戸嶋　拓実
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第２６１号
茨城県つくば市並木２丁目５番地７　コータス並木103号
債務者　木内　　衛
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２７７号
茨城県桜川市真壁町椎尾1793番地30　県営真壁アパート１号棟202
債務者　豆生田　譲
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２８９号
茨城県下妻市福田2176番地11　ローズナミキ１―202、前住所茨城県つくば市大曽根2201番地１　雇用促進住宅１―308号
債務者　渡邉由美子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１３１号
千葉県君津市杉谷23番地７　小川アパート17
債務者　柳下真由美
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部